

## 「介護者（ケアラー）支援の推進に関する法律案（仮称）」 の提案の経緯と検討理由

### 1. 経緯

日本ケアラー連盟は、2009年、市民法制局社会保障研究会として精神障がい者の家族の方や、様々の人たちの声を集めて介護者支援法案の検討を開始しました。その結果生み出されたのが2010年「介護者支援の推進に関する法律案（仮称）政策大綱案（素案）」です。その後、2011年、2012年と改訂を重ねてきましたが、理念やあるべき施策の基本についてはうたっているものの、国や自治体の責務規定や実際の施策が具体的に書き込まれていませんでした。

昨今の政治社会状況や、多様な介護者の増大、具体的な取り組みの成果などを踏まえ、法制度の実現可能性と、一刻も早く介護者に届く支援策や支援ツールを具体化したいという思いで、今般大幅に改訂し、法案を再提起することとしました。

### 2. 現状の認識と課題

①高齢社会の進展により、誰もが被（要）介護者・介護者になる時代となり、多様な介護者が増大しています。

被（要）介護者も介護者も、その権利が擁護され Well-being が促進され、心身の健康を脅かされたり社会的に孤立に追い込まれることなく、キャリアの継続や経済生活、将来への展望を持つ事ができるよう、その社会的支援は待ったなしの状況です。

②これ以上介護者を放置すれば、社会的、経済的影響は測り知れず、将来社会の社会保障コスト・社会的リスクも高まり、共倒れとなりかねないほど、現状は切羽詰まっていると言えます。介護者に焦点を当てた支援は、わが国の将来にとっても不可欠なものです。

③ケアラーは社会的に孤立していることが多く、様々な困難に直面しており、ケアラーとしての存在・状況を知ってほしい、理解してほしいと考えています。様々な社会資源とのつながりや糸口を求めています。

そこで具体的な承認・支援のために「ケアラー手帳」をツールに、ケアラーアセスメントや必要な支援サービスにつながる手立てを明確にしたいと考えました。

④昨今の政治社会状況や、社会保障財政の逼迫という状況を踏まえ、何より法制度や施策の実現可能性を重視しました。当面、具体的にケアラーに届く支援構築を急ぎ、現行諸制度の延長上でできることも考慮して、「ケアラー支援推進法（案）」を構想しました。

# 「介護者支援の推進に関する法律案（仮称）」要綱骨子（案）

（略称“ケアラー支援推進法案”）

## 本法制定の趣旨（前文）

高齢社会の進展により、誰もが被介護者となり、誰もが介護者となり得る時代となっている。

しかるに、現状において、介護者は、心身の健康、生活の安定、将来の展望に不安を抱えたまま、個人では解決することのできない様々な困難に直面しており、介護者に対する社会的な支援の取組は、被介護者に対するそれと比べ、不十分な状況にある。こうした状況を放置すれば、介護者を社会の中で孤立させるだけでなく、我が国の将来に深刻な社会不安を生じかねず、介護者に対する支援は、まさに喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、介護者を支援するための施策を総合的及び計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 1. 目的

この法律は、介護者の置かれている状況に鑑み、介護者を支援するための施策について、その基本理念及び国等の責務を明らかにし、介護者の支援のための施策の基本となる事項を定めるとともに、介護者支援推進協議会を設置することにより、介護者を支援するための施策を総合的及び計画的に推進し、もって国民の福祉の増進に資すること目的とする。

## 2. 基本理念

介護者を支援するための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ① 介護者及び被介護者が、個人としてその尊厳が重んぜられること。

- ② 介護者が社会の一員として日常生活を営み、学業、就業その他の活動を継続することが困難とならないように行われること。
- ③ 介護者を社会全体で支えることにより、介護者の負担を軽減するように行われること。

### 3. 国等の責務

#### (1) 国の責務

国は、基本理念にのっとり、介護者を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (2) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、介護者を支援するための施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (3) 事業主の責務

事業主は、基本理念にのっとり、労働者の職業生活と介護との両立のために必要な雇用環境の整備を行うことにより、その雇用する労働者の行う介護の支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる介護者を支援するための施策に協力しなければならない。

#### (4) その他、福祉・保健・医療従事者等の責務について、規定を設けるものとする。

### 4. 介護者支援推進計画

(1) 政府は、介護者の支援に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、「介護者支援推進計画」を定めなければならない。

(2) 厚生労働大臣は、介護者支援推進協議会の意見を聴いて、「介護者支援推進計画」の案を作成し、閣議決定を求めなければならない。

### 5. 基本的施策

(1) 「ケアラー手帳」の交付及び活用等

介護者に対し、その心身の健康状態を継続的に把握し、必要な情報を提供するための手帳（「ケアラー手帳」）を交付し、介護者の支援に活用する等、個々の介護者の事情に応じたきめ細かな支援を総合的かつ効果的に行うために必要な施策を講ずるものとする。

(2) ケアラーアセスメントの実施

介護者に、ケアラーアセスメントを実施し、健診や相談援助など必要な支援施策を講ずるものとする。

(3) 地域における介護者支援のための拠点の整備等

介護者を地域において包括的に支援するための拠点の整備、介護者及び地域において介護者を支援する活動を行っている者に対する情報の提供等、介護者を地域において包括的に支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(4) 人材の確保等

介護者の支援に関して専門的知識及び経験を有する人材の確保及び養成並びにその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(5) 教育及び啓発

介護者を支援することの重要性に関する国民の理解と関心を深めるため、学校教育及び社会教育において、介護者の支援に関する啓発及び知識の普及等の必要な施策を講ずるものとする。

(6) 介護者に対する経済的支援の方策の検討

介護者に対する経済的な支援の在り方について、介護者に係る社会保険料の負担の在り方を含め検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

## 6. 介護者支援推進協議会

厚生労働省に、「介護者支援推進計画」の案の作成に関し厚生労働大臣の諮問に応じ、及び厚生労働大臣に意見を具申するための組織として、①介護者及び被介護者の代表者、②介護者支援の経験を有する者及び③学識経験者からなる「介護者支援推進協議会」を置く。